

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 23 日)
(第 10 号)

第 10 号
3 月 23 日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 10 号

○令和 3 年 3 月 23 日（火曜日）

議事日程（第10号）

令和 3 年 3 月 23 日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第 5 号から議案第21号まで、議案第23号から議案第55号まで、
議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第
1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔採決〕
- 第 3 意見書案第 1 号から意見書案第 3 号まで
〔採決〕
- 第 4 議提議案第 2 号
〔提案説明、採決〕
- 第 5 議提議案第 3 号及び議提議案第 4 号
〔採決〕
- 第 6 議案第81号から議案第84号まで
〔提案説明、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第 5 号から議案第21号まで、議案第23号から議案第55号ま
で、議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提
議案第 1 号

- 日程第2 請願の件
 日程第3 意見書案第1号から意見書案第3号まで
 日程第4 議提議案第2号
 日程第5 議提議案第3号及び議提議案第4号
 日程第6 議案第81号から議案第84号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	野 村	保 夫
19	番	山 内	道 明
20	番	山 本	里 香

21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	津	田	健	児
44	番	中	嶋	年	規
45	番	青	木	謙	順
46	番	中	森	博	文
47	番	前	野	和	美
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行

50	番	中	川	正	美
51	番	舘		直	人
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯	浅	真	子
書記（事務局次長）	畑	中	一	宝
書記（議事課長）	西	塔	裕	行
書記（企画法務課長）	枡	屋		武
書記（議事課課長補佐兼班長）	平	井	利	幸
書記（議事課主幹兼係長）	林		良	充
書記（議事課主査）	中	西	孝	朗

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	稲	垣	清	文
副知事	廣	田	恵	子
危機管理統括監	服	部		浩
防災対策部長	日	沖	正	人
戦略企画部長	福	永	和	伸
総務部長	紀	平		勉
医療保健部長	加	太	竜	一
子ども・福祉部長	大	橋	範	秀
環境生活部長	岡	村	順	子
地域連携部長	大	西	宏	弥
農林水産部長	前	田	茂	樹
雇用経済部長	島	上	聖	司
県土整備部長	水	野	宏	治

環境生活部廃棄物対策局長	安井	晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻	日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横田	浩一
雇用経済部観光局長	河口	瑞子
県土整備部理事	真弓	明光
企業庁長	喜多	正幸
病院事業庁長	加藤	和浩
会計管理者兼出納局長	森	靖洋
教 育 長	木平	芳定
公安委員会委員	種橋	潤治
警察本部長	岡	素彦
代表監査委員	山口	和夫
監査委員事務局長	坂三	雅人
人事委員会委員長	竹川	博子
人事委員会事務局長	山川	晴久
選挙管理委員会委員	野田	恵子
労働委員会事務局長	中井	宏文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第3号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第81号から議案第84号まで並びに議提議案第2号から議提議案第4号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
23	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案
24	三重県交通安全条例案
34	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
35	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
36	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
37	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
38	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案

5 5	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について
議提1	三重の木づかい条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月16日

三重県議会議長 日沖 正信 様

環境生活農林水産常任委員長 中瀬古 初美

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
3 2	みえ歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県魚介類行商営業条例を廃止する条例案
5 4	和解について
7 3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
7 4	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月15日

三重県議会議長 日沖 正信 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 奥野 英介

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
53	県道の路線認定及び廃止について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月11日

三重県議会議長 日沖 正信 様

防災県土整備企業常任委員長 藤根 正典

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
39	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
80	盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月16日

三重県議会議長 日沖 正信 様

教育警察常任委員長 濱井 初男

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 5	三重県部制条例の一部を改正する条例案
2 6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
2 9	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
4 2	包括外部監査契約について
5 1	財産の取得について
5 2	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 3 年 3 月 16 日

三重県議会議長 日沖 正信 様

総務地域連携常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5	令和 3 年度三重県一般会計予算
6	令和 3 年度三重県県債管理特別会計予算
7	令和 3 年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
8	令和 3 年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
9	令和 3 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

1 0	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
1 1	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
1 2	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
1 3	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
1 4	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
1 5	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
1 6	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算
1 7	令和3年度三重県水道事業会計予算
1 8	令和3年度三重県工業用水道事業会計予算
1 9	令和3年度三重県電気事業会計予算
2 0	令和3年度三重県病院事業会計予算
2 1	令和3年度三重県流域下水道事業会計予算
2 7	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
4 0	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
4 3	防災関係建設事業に対する市町の負担について

4 4	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 5	土木関係建設事業に対する市町の負担について
4 6	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
4 7	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
4 8	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
4 9	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
5 0	宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
5 7	令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）
5 8	令和2年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
5 9	令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
6 0	令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
6 1	令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
6 2	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）
6 3	令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
6 4	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
6 5	令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
6 6	令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

67	令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
68	令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
69	令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
70	令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
71	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
72	令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
75	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
76	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
77	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
78	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月19日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

請願審査結果報告書

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請26	地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の支援等に係る意見書の提出を求めることについて	四日市市富田三丁目22番83号 三岐鉄道株式会社 代表取締役社長 渡邊 一陽 ほか4名	川口 健児 喜田 武矢 平畑 智矢 石垣 佐知子 山本 初美子 中瀬古 智子 小島 智道 山内 明香 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 村林 聡 谷川 孝栄 三谷 哲央	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請27	新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めることについて	津市観音寺町字東浦457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵	喜田 健児 石垣 智矢 山本 佐知子 中瀬古 初美子 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄	採択
請28	日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承について	伊勢市神田久志本町1704番地 一般社団法人伊勢麻振興協会	石垣 智矢 山本 佐知子 中瀬古 初美 廣 耕太郎	採択

		代表理事 小串 和夫 ほか10名	山 内 道 明 稲 森 稔 尚 藤 田 成 三 石 川 孝 生 谷 川 村 進 栄 中 川 正 一 中 川 正 美	
--	--	---------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請29	あらゆる差別解消の推進に関する 条例の制定を求めることについて	伊賀市出後910番地 堀川 克法 ほか62, 528名	川 口 円 喜 田 健 児 平 畑 武 香 山 本 里 香 稲 森 稔 尚	審査中

(継 続 分)

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請25	あらゆる差別解消の推進に関する 条例の制定を求めることについて	津市一身田町742 常磐井 鸞猷 ほか3, 006名	川 口 円 田 中 智 也 藤 根 正 典 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 舟 橋 裕 幸 三 谷 哲 央	審査中

意見書案第1号

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案
上記提出する。

令和3年3月11日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長
奥野英介

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案

現行の大麻取締法では、大麻草を栽培するためには、都道府県知事の免許を受ける必要がある。その免許の審査基準は都道府県知事の裁量に委ねられており、保健衛生上の観点から、大麻草の栽培が原則禁止とされている中では、都道府県知事の判断は慎重なものとなることが多い。

一方で、大麻草は、精麻として神社の祭祀をはじめ、様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものとなっている一面もある。

欧米などでは、大麻草の栽培及び利用について、薬理成分の含有量によって区分している国もあり、そのような国では、登録されている品種であれば、国の定めに従って栽培することが可能となっている。

よって、本県議会は、薬物乱用防止のより一層の強化を図りつつ、伝統文化の保存継承に大切な精麻を安定的に生産していくため、国において、大麻草の栽培及び利用に関して、十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

意見書案第2号

地域鉄道への支援等を求める意見書案

上記提出する。

令和3年3月12日

提 出 者

総務地域連携常任委員長

野 村 保 夫

地域鉄道への支援等を求める意見書案

地域鉄道は、地域住民の通勤・通学をはじめとした日常生活の大切な移動手段として、また、観光客等の広域的な移動手段として重要な役割を担うとともに、地域を活性化する上でも大変重要な役割を担っている。

モータリゼーションや少子高齢化・人口減少が進む中、鉄道利用者の減少が続いており、本県においては、地域鉄道は国や県、沿線市町等による多額の財政負担に支えられて運行を継続しているのが現状である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、通勤・通学の定期利用をはじめ、定期外の利用人員も大きく減少した状況が続いており、地域鉄道の経営は従前にも増して急激に悪化しているが、今後も地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の運行を維持していく必要がある。

よって、本県議会は、国において、地域住民の重要な交通手段である地域鉄道の存続が図られ、また、安定的な経営が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に伴う地域鉄道事業者に対する減収補填制度の創設
- 2 地域鉄道事業者に対する運行費補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金等）の拡充
- 3 地域鉄道の利用促進に係る支援制度の創設

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

意見書案第3号

児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案

上記提出する。

令和3年3月16日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香

稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生
谷 川 孝 栄

児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案

児童生徒数が減少しているにもかかわらず、児童生徒へのわいせつ行為により懲戒処分等を受けた教員の数は高止まりしており、深刻な状況である。児童生徒へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期に悪影響を及ぼすものであり、根絶に向けた取組を強化する必要がある。加えて、被害を受けた児童生徒の相談支援体制の充実を図ることも求められている。

文部科学省では、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員を、原則として懲戒免職とするよう各教育委員会に求めている。また、令和3年2月から文部科学省が教員採用権者に提供している官報に公告された教員免許状の失効事由等の情報を検索できるツールにおいて検索可能な情報の期間を直近3年から直近40年に延長し、失効事由等がわいせつ行為による懲戒処分であった旨を官報に明記することとしている。

しかし、現行の教育職員免許法では、免許失効から3年経過すれば教員免許の再取得が可能であり、免許の交付を拒否することができない。また、教員採用基準や懲戒処分基準は各教育委員会で異なる上、教員免許の失効に関する情報について官報への掲載漏れがあった事例も確認されており、前述の対策だけでは、わいせつ行為により教員免許が失効した者の復職防止に十分とはいえない。

子どもたちを守ることは我々大人の責務である。長い時間を過ごす学校の場合において、子どもたちの人権が侵害されるようなことがあってはならない。わ

いせつ行為は再犯率が高いことを踏まえ、そのような行為により教員免許が失効した者へ教員免許を再交付することのないよう、実効性のある対策を講ずる必要がある。

よって、本県議会は、国において、教育職員免許法第5条に定める免許授与除外規定の中に「わいせつ行為により懲戒免職に処せられた者」を加える法改正を行うことや、わいせつ行為に関する懲戒処分について、地方公共団体による差異が生じないようにする取組を行うことなど、わいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣

提 出 議 案 件 名

議案第81号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第82号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第83号 監査委員の選任につき同意を得るについて

議案第84号 海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第4号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第 2 号

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和 3 年 3 月 16 日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長

中瀬古 初 美

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例

三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。</p> <p>しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高</p>	<p>三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。</p> <p>しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高</p>

齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 (略)

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

3 (略)

第十条 (略)

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 (略)

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 (略)

第十条 (略)

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重の
もりづくりにおいて重要な役割
を有していることに鑑み、基本
理念を踏まえつつ、県とともに
森林・林業基本法（昭和三十九
年法律第百六十一号）その他の
森林及び林業に関する施策に係
る法令の規定に基づく責務等を
十全に果たすことができるよ
う、市町に対し、その地域の特
性に応じ、県と協働して、当該
市町における三重のもりづくり
に関する施策を策定し、及び実
施することを求めるものとし
る。

2 県は、市町が実施する三重の
もりづくりに関する施策の策定
及び実施を支援するため、情報
の提供、技術的な助言その他の
必要な措置を講ずるものとし
る。

(林業及び木材産業等の健全な発
展)

第十四条 県は、森林資源の循環
利用の重要性に鑑み、林業及び
木材産業等の健全な発展を図る
ため、県産材安定供給体制の強
化、林産物の活用の促進その他
必要な措置を講ずるよう努めな
なければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の
拡大が三重のもりづくりに資す
ることに鑑み、建築、エネル
ギーその他多様な分野における

(林業及び木材産業等の健全な発
展)

第十四条 県は、森林資源の循環
利用の重要性にかんがみ、林業
及び材産業等の健全な発展を図
るため、県産材安定供給体制の
強化、林産物の活用の促進その
他必要な措置を講ずるよう努め
なければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の
拡大が三重のもりづくりに資す
ることにかんがみ、その利用を
促進するため、県産材の認証制

<p><u>県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓</u>その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(森林文化の振興)</p> <p>第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(森林教育の振興)</p> <p>第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(森林文化の振興)</p> <p>第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに<u>かんがみ</u>、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(森林環境教育の振興)</p> <p>第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことに<u>かんがみ</u>、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(三重県民の森条例の一部改正)
- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第一条 県民の心身の健康の増進及び <u>森林教育</u> の振興に寄与するため、三重県民の森（以下「県民の森」という。）を三重郡菟野町に設置する。	(設置) 第一条 県民の心身の健康の増進及び <u>森林環境教育</u> の振興に寄与するため、三重県民の森（以下「県民の森」という。）を三重郡菟野町に設置する。

(三重県上野森林公園条例の一部改正)

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第一条 県民の心身の健康の増進及び <u>森林教育</u> の振興に寄与するため、三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）を伊賀市に設置する。	(設置) 第一条 県民の心身の健康の増進及び <u>森林環境教育</u> の振興に寄与するため、三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）を伊賀市に設置する。

提案理由

最近の県の森林・林業行政を巡る情勢の変化等に鑑み、県と市町との協働に関する規定を整備するとともに、県産材の利用の促進に関する規定等について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和3年3月22日

提出者

議会運営委員長

森野真治

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の所管等) 第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 一 <u>総務地域連携デジタル社会推進常任委員会</u> イ・ロ (略) <u>ハ デジタル社会推進局の所管及びこれに関連すること。</u> <u>ニ～ヘ</u> (略) 二～七 (略) 2・3 (略)	(常任委員会の所管等) 第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 一 <u>総務地域連携常任委員会</u> イ・ロ (略) <u>ハ～ホ</u> (略) 二～七 (略) 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定による総務地域連携常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定による総務地域連携デジタル社会推進常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による総務地域連携常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定による総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第4号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和3年3月22日

提 出 者

議会運営委員長

森 野 真 治

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(参集) 第一条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u>	(参集) 第一条 (略) 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

産前・産後の期間を欠席事由として取り扱うことについての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長(日沖正信) 日程第1、議案第5号から議案第21号まで、議案第23号から議案第55号まで、議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第1号の74件を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次、委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長。

[中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長登壇]

○環境生活農林水産常任委員長(中瀬古初美) 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第23号性の多様

性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案ほか7件並びに議提議案第1号三重の木づかい条例案につきましては、去る3月12日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県パートナーシップ宣誓制度案についてであります。

本制度は、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根差し、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができるよう、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案及び第3次三重県男女共同参画基本計画案の趣旨に基づき、本年9月から導入が予定されています。

県当局におかれては、本制度が当事者にとって利用しやすいものとなるよう丁寧な運用するとともに、広く制度の周知に努め、性の多様性に関する理解の促進につなげていかれるよう要望いたします。

次に、三重県茶業振興指針の見直しについてであります。

県では、平成23年3月に策定した三重県茶業振興の指針に基づき、これまで様々な取組を推進してきましたが、策定から10年が経過し、社会潮流や茶業を取り巻く情勢の変化等も踏まえ、指針を見直すことが必要となっています。

県当局におかれては、次期指針の策定に当たり、生産者など関係者からの幅広い意見を取り入れ、より実効性があるものとしていただくとともに、伊勢茶を取り巻く厳しい現状を踏まえ、積極的な数値目標を設定することで、消費拡大や生産振興などの具体的な施策につなげるよう要望します。

また、今後の伊勢茶の振興に当たっては、食育や体験などを通じて、お茶のおいしさや魅力を再認識することにより、歴史や文化を含めたその価値をより高め、県民が伊勢茶を三重の誇りと感じることをできるよう取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 奥野英介医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔奥野英介医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（奥野英介） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第32号みえ歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例案ほか4件につきましては、去る3月11日及び3月15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 藤根正典防災県土整備企業常任委員長。

〔藤根正典防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第53号県道の路線認定及び廃止についてにつきましては、去る3月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

防災対策への多様な視点の反映についてです。

防災対策を進める上で、女性や障がい者、高齢者、子ども、外国人など、多様な視点を反映することは非常に重要です。県の地域防災計画作成等の役割を担う三重県防災会議の女性委員は、現在全委員64名中8名、12.5%となっており、女性の参画が少ない状況です。

県当局におかれては、既に同会議の女性委員の増加に取り組まれているところですが、女性委員のさらなる増加につながるよう、しっかりと取り組んでいただくよう要望します。

一方、災害時の避難所の運営においては、トイレや着替えなど、女性や障がい者への配慮が必要となります。また、性別によって役割が固定化される

ことのない、柔軟な避難所運営も望まれるところです。

県当局におかれては、避難所において、誰もがストレスなく快適に過ごせるよう、総合防災訓練の場なども活用し、率先して市町の避難所運営を支援いただくよう要望します。

次に、東日本大震災追悼式についてです。

去る3月11日、県庁講堂で県主催の東日本大震災十周年追悼式が開催されました。

県では、昨年のコロナ禍での中止を除き、毎年追悼式を開催してきましたが、県主催の追悼式としては、今回が最後になるとのことでした。毎年3月11日に追悼式を開催し、地震が発生した午後2時46分に一人ひとりが黙禱をささげ、被災者、被災地に思いをはせることは言うまでもなく大変意義深いもので、津波などの災害への備えにもつながってきたものと思われま

す。県当局におかれては、災害の記憶の風化を防止し、その教訓を次世代に伝えていくとともに、震災によって亡くなられた方々に追悼の思いを寄せる機会として、3月11日の節目を意識した何らかの取組を今後も継続して実施いただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 濱井初男教育警察常任委員長。

〔濱井初男教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（濱井初男） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第39号公立学校教職員定数条例の一部を改正する条例案ほか1件につきましては、去る3月12日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第80号については、全会一致をもって原案を可決、議案第39号については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

不祥事根絶に向けた対応策についてであります。

不祥事根絶に向けた今後の対応の一つとして、生徒を対象に、教職員によるセクシュアルハラスメント、わいせつ行為等の被害に係るアンケートを実施すると説明がありました。アンケートを実施するに当たっては、プライバシーをしっかりと確保できる環境を整え、勇気を出して、意見を述べた生徒の救済を第一に考えるとともに、生徒の被害が確認された際は、厳正な対応を行うことはもとより、結果の公表についても十分検討するなど、教職員が生徒との関わり方を再考する機会に生かし、不祥事の未然防止と信頼回復に向けた取組につなげるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 野村保夫総務地域連携常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第25号三重県部制条例の一部を改正する条例案ほか5件につきましては、去る3月12日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第5号令和3年度三重県一般会計予算ほか50件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月11日から16日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行いました。

その後、3月19日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査をいたしました結果、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第20号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第40号、議案第43号から議案第49号まで、議案第57号

から議案第72号まで及び議案第75号から議案第78号までの43件については、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第5号、議案第8号、議案第17号から議案第19号まで、議案第21号、議案第28号及び議案第50号の8件については、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和3年度当初予算は、三重の新たな未来を切り開くための予算として、新型コロナウイルス感染症対策や三重とこわか国体・三重とこわか大会、防災・減災、国土強靱化の推進などに重点化が図られています。その結果、一般会計の当初予算の規模は7882億円、対前年度比6.4%増となり、令和2年度2月補正予算と合わせると8217億円で、対前年度比8.5%増となり、過去最大規模の予算額となっています。

一方で、経常収支適正度は、前年度当初予算に比べて若干改善されているものの、後に申し述べます総務地域連携分科会委員長からの報告にもありますように、財源不足への対応のため、平成29年度、平成30年度、平成31年度、令和2年度当初予算に引き続いて令和3年度当初予算においても、県債管理基金への積立ての一部を見送らざるを得ませんでした。

令和2年度最終補正予算において、積立て不足の一部を解消することとされてはいるものの、本来、望ましいものではありません。

今後も、社会保障関係経費等の経常的な支出が引き続き増加することや、公債費が高い水準で推移することが見込まれるなど、本県の財政運営は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、県当局におかれましては、引き続き将来世代に負担を先送りすることのない、持続可能な行財政運営を確立するため、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しに向けた取組を着実かつ効果的に推進するよう要望します。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月10日の総括質疑においては、財政の健全化に向けた取組、地域交通の

維持確保、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制など、県立学校の設置、農業の振興、持続可能な観光づくり、不妊治療への支援などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

次に、3月11日から16日に開催された各分科会で、特に議論がありました事項について、総務地域連携分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

三重県県債管理基金についてであります。

平成29年度当初予算から引き続いて、令和3年度当初予算においても、県債管理基金へ本来積み立てるべき80億円の一部44億円を、財源不足への対応として積立てを見送ることとされています。

県債管理基金は、県債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するために条例に基づいて設置されたものであり、その趣旨は、県債発行に伴う負担を将来世代のみに負わせることのないよう、計画的に償還財源を確保しようとするものであります。

しかしながら、これまで複数回にわたり、財源不足対応のために、基金への積立ての一部が見送られていることから、このようなことが今後も続き、恒常化するのではないかという危惧を抱かざるを得ない状況となっています。この措置は、県民サービスの低下を回避するためにやむを得ず行われたものであると一定の理解をすることはありますが、県当局におかれましては、今後の償還が確実になされるよう計画的に積立て不足を解消し、その状況を県民及び議会に示されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

本議会に上程されております74議案のうち、64議案に賛成し、10議案に反対するため、ここに反対討論をいたします。

最初に、議案第5号、来年度一般会計予算については、総額7881億9721万円、新型コロナウイルス関連費548億円や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費や競技力向上対策費86億7400万円がかさんだことから、県政史上で過去最高となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済再生を重点施策とし、東日本大震災から10年を迎え、防災対策にも力を入れたということで、その方針には基本的には賛同いたします。

一方、県民の命、健康を守り抜くための新型コロナウイルス感染症対策は不十分なものと言わざるを得ません。

新型コロナウイルス感染対応経費548億円のうち、特にPCR検査費用等は約40億円が計上されています。今年度1年間のPCR検査等実績は約9億円ということで、大変充実するよう見えます。感染爆発が起こったときなどに備え、最大限の予算づけということですが、あくまで陽性者が出た場合に、濃厚接触者、接触者を中心にしたPCR検査を続けるということです。

ワクチン接種の体制整備が進んでいますが、集団免疫ができるにはまだまだ時間がかかります。

医療、介護現場でのクラスター発生が相次いだことで、今後、緊急警戒宣言解除後のリバウンドと変異株の感染懸念もあります。せめて、密な接触が避けられない医療、介護や障がい者や保育などの福祉施設における定期的な検査など、無症状の感染者を保護する検査体制への転換をすべきです。40億円は、陽性者が拡大したときでなく、無症状陽性者を保護していくこと、そのことが感染を封じ込めることとなります。

加えて、病床機能分化推進基盤整備事業費として2億1326万円となっています。新型コロナパンデミックで、医療体制の脆弱さが浮き彫りになりまし

た。率先して新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている公立、公的病院の頑張りや地元医師会の協力の下、何とかここまでやってきましたが、もう限界との声が上がっています。余力がないと、緊急時に機動的に対応できません。地域の実情に合った医療提供体制への変革という名の下に、病床削減ありきの地域医療構想は、その余力をできるだけそぐことが目的です。新型コロナウイルス感染症患者の受入れで中心になって頑張っている公立、公的病院の統廃合を推進する、そこに、社会保障のためと強行した消費税増税分を充てるなど、二重三重に間違った方向です。

次に、デジタル改革についてです。

デジタル技術の活用は必至必携のものであり、資料として提示されている具体的な施策はそれぞれ理解できるものでありました。

しかし、デジタル庁との絡み、現在、審議中のデジタル改革関連法案とも十分にリンクするものであり、危惧を覚えます。

問題の一つは、これまでの延長線上にはとどまらないデジタル改革だからです。2025年までに、自治体システムの統一標準化を加速させ、デジタル庁がつくった鋳型にはめる、自治体独自の住民サービスの抑制が懸念されます。幾らそれを否定されても、政府は、カスタマイズをなくすことが重要とした方針を閣議決定し、カスタマイズを抑えた自治体に助成金を出す仕組みまでつくっています。かつての明治憲法では、地方自治はありませんでした。中央集権体制の下で、国の出先機関となり、戦争動員へと進んでいったのです。情報化とは、先へ進むものでなく、過去へ引き戻すものとなってはなりません。

現憲法による地方自治は、主権者である住民が抱える課題を解決し、福祉を向上させることを最大の目的としています。自治体職員の醍醐味、議会の醍醐味が失われてしまいます。

二つ目の問題は、マイナンバーの2022年度末までに、ほぼ全ての人に普及することが大きな仕事となっていることです。

デジタル化において、利便性の高さとセキュリティーレベルの低さとは表

裏一体で、情報漏えいの問題が後を絶ちません。

また、マイナンバー制度の運用を一手に担うJ-LISは、運営の不透明さが指摘され、また、ほかにも、天下りや政治家への献金の実態が明らかになっています。お得感を喧伝するマイナポイントの付与に2000億円など巨額の税金も使われています。

マイナンバーカードが普及しない最大の理由は、情報漏えいの危機感と、自分たちに都合の悪いことは隠し通す今の政府に対する不信にほかなりません。

そのことに関わり、議案第25号、デジタル社会推進局の新設にも反対いたします。

教育施策において、国の小学2年の35人学級への基礎定数化に伴い、加配を利用した小学3年への35人学級が前倒しに進むことは、長年求めてきたことが前進するとしてうれしいことです。

少人数学級の教育効果は、コロナ禍で大きな痛手を受けた一方で、実施されていた分散登校の体験を通じて、改めて実証されています。友達が増えた、先生と話ができた、授業が落ち着いた、勉強が分かりやすくなったという声も聞こえてきました。1人残らず全ての生徒が尊重されるクラスをつくるには、少人数のクラス運営がいかに大切かということです。

三重県が30人学級に先んじて取り組んできたことを是とし、25人条件を外し、さらに30人以下学級を拡大すべきです。そのためには、教員が必要です。これに関わり、議案第39号、公立学校職員定数条例の定数削減に反対します。加えて、今年度は全国学力・学習状況調査が中止になりました。スタンダード化された授業から解放され、生徒の状況に応じて工夫を凝らした興味深い授業を展開した教員が少なくありませんでした。全国学力・学習状況調査のCBT化を論議している文部科学省のワーキンググループさえも、現行の悉皆調査の在り方には懐疑的な意見が出ています。

みえスタディ・チェックもCBT化を進めるとしてはいますが、それ以前に学力調査の根本的な在り方の論議が必要であり、悉皆調査となっている全国

学力・学習状況調査、それに倣うみえスタディ・チェックはやめるべきです。

次に、大きく動きが出てきたリニア中央新幹線関係費900万円です。

予算額としては今年度と同様ですが、候補地の選定に向けた新たなステージに入ったと力が入っています。工事によって流出する地下遊水を全量戻すことができないことや東京外環道の陥没空洞事故を受けて、リニア中央新幹線の2027年の開業見通しが立たなくなっています。

新型コロナ危機でテレワークやリモート会議などが広がり、一極集中の弊害も明らかになる下で、3大都市集中の構想自体が、ゆとり、分散、小規模などを大事にするコロナ後の社会にとって必要なのかも問われています。

議案第8号、国民健康保険事業特別会計予算についてです。

県が財政運営に乗り出して4年目になります。この3年間で、保険料の値上げが続いています。

来年度については、保険料の値上げはなかなか聞こえてきませんが、今、本当に大切なときです。将来的な保険料水準の統一に向け、医療費指数反映係数を6年間でゼロに近づける中で、医療水準の市町格差係数を0.7から0.5に変更し、医療実態や地域特性を無視する方向へ進んでいます。国民健康保険料が大変なことを認め、国の言いなりで県民を苦しめることなく、値下げに向けて何らかの手を打つべきです。高い保険料は問題です。

議案第17号、18号、19号、21号、50号は、水道事業、工業水道事業、電気事業、流域下水道事業会計の予算案、加えて宮川流域下水道の維持管理に関して、料金の値上げ改定案でございます。

5議案については、いずれも県が乗り出し、広域事業に関わり、それぞれに様々な要因もありますが、これまでの経緯の中で問題を抱え、いずれも市町負担を課し、住民負担を強いていることを問題とします。

議案第28号、会計年度職員の期末手当0.05月分減額については、会計年度任用職員制度をもって、少なからず待遇改善が図られ、期末手当の対象となった会計年度任用職員において、国家公務員を対象とした人事院勧告を引き合いにしての減額は、非正規労働の待遇改善とは逆行します。

以上申し上げ、10議案の反対討論といたします。

○議長（日沖正信） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

私は、議案第23号性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案に賛成の立場から討論を行います。

私は、性的指向や性自認によって、差別や偏見にさらされることがあってはならない。全ての人が幸せに生きられる権利が守られなければならない。そのことが、全ての人が自分らしく、個性や可能性が十分に花開き、活力と魅力ある三重県につながるものであるという強い思いを持って、三重県議会に初当選した2015年の6月定例会会議以降、繰り返し性的マイノリティー、性の多様性に関する議論を行ってきました。

その中で、性別違和を抱える子どもを持ち、そのお子さんが安心して学び、成長できるようにと願い、積極的に行動するお母さん、パートナーシップ制度がある伊賀市だからと、都市部から移住をして、地域と関わりを持ちながら幸せに暮らしているカップル、次世代を担う高校生や若い世代に性の多様性を伝えようと、講演活動に奔走し語り続けている当事者の皆さんをはじめ、様々なつながりをいただけてきました。

さらには、理解者、支援者等と呼ばれるアライと呼ばれる方々から、当事者だけが矢面に立って頑張らなくてはならない現状はおかしいという言葉は、とてもずっしりとくるものでした。その上で、性的指向や性自認への差別を禁止と、アウティングを禁止し、性の多様性に関し、その基本となる条例制定とともに、パートナーシップ制度の必要性を痛感してきましたし、性的マイノリティー当事者の自殺リスクは、非当事者と比べて6倍という研究結果があることを踏まえれば、当事者の息苦しさや生きづらさに寄り添う、命を守る条例であるというふうにも考えています。

去る3月17日、札幌地裁は結婚の自由を全ての人にとの訴えに対して、同性愛者と異性愛者の違いは人の意思によって選択できない、性的指向の違い

しかなく、婚姻によって生じる法的利益の一部すらも受けられないことは、差別的取扱いだとして、法の下での平等を定めた憲法第14条に違反するという初の違憲判断を下しました。

かつて、1990年代までは、WHOも当時の文部省も、同性愛を精神疾患や非行であるとしていたところですが、今日、全ての人が当たり前に享受することのできる人権保障であるという認識が当然の流れとなり、同性同士のカップルの存在が社会通念上認められることとなっています。

特に、2015年の性的マイノリティーへの配慮を求める文部科学省通知が出された以降、教育の力は極めて大きく、次の社会のつくり手である高校生、大学生をはじめ、若者の意識の目まぐるしい変化を感じる一方で、最も遅れているのは私たち政治家ではないでしょうか。国会をはじめ、立法府がその要請に全く答えていない現状こそ、深刻に受け止め、変えていかなければなりません。

知事がもし国政を目指すのであれば、三重県で取り組んだ経験を生かし、性的マイノリティーへの差別的な制度を抜本的に変えるべく、議論の先頭に立っていただくことも陰ながら期待をしているということも申し添えておきたいと思います。

本条例が、三重県の行政はもちろん、とりわけ、市町、企業、教育関係者等あらゆる主体と広く県民の皆さんの共感と変化をもたらし、人生を共にしたいと思う2人が安心して生活ができる、誰もが安心して暮らせる三重県づくりに大きな1歩を踏み出していくことを心から期待して、討論いたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第

20号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号から議案第38号まで、議案第40号から議案第49号まで、議案第51号から議案第55号まで、議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第1号の64件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第5号、議案第8号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第25号、議案第28号、議案第39号及び議案第50号の9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（日沖正信） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択3件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

請願第26号地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の支援等に係る意見書の提出を求めることについて、請願第27号新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めることについて、請願第28号日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承についての3件を一括して、起立により採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり、採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果報告を求めるもの
医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

請願第27号 新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めることについて

請願第28号 日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承について

意見書案審議

○議長（日沖正信） 日程第3、精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案、意見書案第2号地域鉄道への支援等を求める意見書案及び意見書案第3号児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

意見書案第1号から意見書案第3号までの3件を一括して、起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

議提議案の上程

○議長（日沖正信） 日程第4、議提議案第2号三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長。

〔中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（中瀬古初美） ただいま議題となりました三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

本条例案は、三重の森林づくり条例について、最近の県の森林・林業行政をめぐる情勢の変化等に鑑み、県と市町との協働に関する規定を整備するとともに、県産材の利用の促進に関する規定等について、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和3年4月1日からとしております。

以上が本条例案の提案説明であります。

慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議提議案第2号を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（日沖正信） 日程第5、議提議案第3号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案及び議提議案第4号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議提議案第3号及び議提議案第4号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第6、議案第81号から議案第84号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第81号から第84号について御説明をいたします。

この議案は人事関係議案であり、副知事、教育委員会委員、監査委員、海区漁業調整委員会委員の選任について、それぞれ議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 議案第83号監査委員の選任について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、あらゆる県職員OBが同一の役所の監査委員に就くべきではないというふうに考えているからです。

行政監査や住民監査請求をはじめ、県民目線の監査機能の向上のためには、自らがやってきた仕事や自らの部下がやっている仕事の監査を委ねるよりも、直接利害関係のなかった方に委ねることのほうが、より県民目線の監査機能の向上につながるということは間違いないというふうに思います。

また、長年の行政経験に基づく知見を得たいのであれば、他の役所の経験者を登用するなどの方法が十分考えられます。

県職員OBの監査委員への選任については、これまで、様々な問題点を指摘してきたところですが、このようなことを今後も繰り返すのであれば、前例にとらわれ、漫然と県職員OBを迎え入れているというふうには思わざるを得ませんので、議案第83号については反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第81号、議案第82号及び議案第84号の3件を一括して採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

次に、議案第83号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

副 知 事 発 言

○議長（日沖正信） この際、稲垣清文副知事から発言を求められておりますので、これを許します。稲垣清文副知事。

〔稲垣清文副知事登壇〕

○副知事（稲垣清文） 発言の機会をお与えいただきまして、誠にありがとう

ございます。

思い起こせば、4年前、この議場で私の副知事選任同意をいただきましたことは、私の人生にとりまして、大変光栄なことでもございました。

以来4年間、誠に微力ではございましたが、副知事の任に当たらせていただきました。

この4年間、いろいろなことがございました。とりわけ、今年度につきましては、まさしく新型コロナウイルスの対応に明け暮れた1年であったと言っても過言ではないかと思えます。

この間、先生方におかれましては、常に真摯な御指導と多くの御高配を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。

今後は、一県民といたしまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功をはじめといたしまして、県政のますますの発展を心よりお祈り申し上げますとともに、先生方の今後ますますの御活躍、御健勝を心より祈念申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、私の退任に当たりましての御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明24日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明24日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時54分散会

紹 介

○議長（日沖正信） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意いたしました服部浩さんから御挨拶を受けることといたします。

服部浩さん、御挨拶願います。

〔服部 浩副知事登壇〕

○副知事（服部 浩） 先ほど選任同意を賜り、誠にありがとうございます。

大変非力ではございますが、精いっぱい職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で終了いたします。お疲れさまでした。